

質問回答書（受付順）

宮崎県教育委員会で使用する電気の需給契約に係る一般競争入札について

質問No.	質 問	回 答
1	【託送料金改定に伴う単価見直しについて】 11月からの託送料金値上げに伴い、もし弊社が落札となった場合には、11月使用分からの確実な単価改定（値上げ）に向けて、事前に御庁と具体的な見直し額等の協議（お打ち合わせ）をさせていただきたいと考えております。 つきましては、落札後の実際の運用スケジュールについて、以下の認識で進めさせていただいてもよろしいか、御庁のご認識と相違ないかご確認いただけますでしょうか。 ① 10月使用分については、入札時の「旧単価（入札単価）」にてご請求させていただく。 ② 11月使用分以降については、上記のとおり確実な協議の上、「新単価」への契約変更（値上げ）を適用させていただく。 （全施設）	貴見のとおり。 その場合、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
2	【燃料費等調整について】 弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような燃料費等調整の仕組みを導入していない事業者が応札に参加することは可能でしょうか。 （全施設）	可能ですが、入札においては、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する必要があります。 また、入札で決定した電気使用量料金単価に燃料費等調整額相当分を含めて請求することはできません。
3	【領収書の発行について】 当社では、システム上の仕様および業務運用上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。 お支払いの証憑につきましては、当社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認いただく運用としております。つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。 （全施設）	可能です。
4	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。 （全施設）	現在の契約相手方については別紙のとおり。 計量日については、「毎月末日の24時」となります。
5	各施設について、自動検針装置はついていますか。 （全施設）	仕様書に記載のとおり。
6	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力（kw）、使用予定期間を教えてください。 （全施設）	該当なし。

質問No.	質 問	回 答
7	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。 (全施設)	貴見のとおり。
8	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)。 (全施設)	仕様書に記載のとおり。
9	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。 (全施設)	別紙様式2の入札金額計算書にて、税込み単価用と税抜き単価用のどちらかをういて積算ください。
10	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか。 A: 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C: 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D: 再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E: 月額合計=各月A~D合算(小数点以下切捨て) (全施設)	別紙様式2の入札金額計算書に記載の【記載に関する注意事項】のとおりとなります。
11	税込総額→税抜総額にする際、円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。 (全施設)	了承します。
12	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 (全施設)	各施設で、①ダウンロード先URL、②請求情報アップロードの通知方法、③改ざん防止のための措置、④請求情報の問い合わせ先、⑤その他ダウンロードに当たって必要な事項(ID/パスワード等)を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応の可否を判断します。
13	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか(Webからダウンロード)。 (全施設)	了承します。

質問No.	質 問	回 答
14	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 (全施設)	了承します。
15	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。 (全施設)	了承します。
16	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。 (全施設)	了承します。
17	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。 (全施設)	了承します。
18	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等) (全施設)	了承します。
19	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。 (全施設)	電気需給契約書(案)第12条のとおり。
20	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。 (全施設)	了承します。
21	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。 (全施設)	電気需給契約書(案)第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
22	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。 (全施設)	対応できません。

質問No.	質 問	回 答
23	落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。 (全施設)	同意書での対応は可能ですが、請求に係る手数料は貴社で対応願います。
24	入札保証金については、入札公告の「3 競争入札に参加する者に必要な資格入札保証金について」に記載されている要件を全て満たす場合は、不要という解釈でよろしいでしょうか。契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。 (全施設)	入札保証金については、貴見のとおり。 契約保証金については、(資料1)よくある質問及び回答一覧No. 16に記載のとおり必須となりますが、ただし書きのとおり「宮崎県との間に種類と規模ほぼ同じとする契約の履行完了実績がある場合は、履行を証明する書面の提出を省略できるものとします」。
25	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。 (全施設)	(資料1)よくある質問及び回答一覧No. 16に記載のとおりとなります。 なお、免除可否の審査結果については、メール又は架電にてお伝えします。
26	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。 (全施設)	各施設で異なりますので、(資料1)よくある質問及び回答一覧を御確認ください。
27	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。 (全施設)	了承します。
28	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。 (全施設)	各施設より、落札者のみに電話で連絡します。開札結果一覧は、後日、県ホームページで公表となります。
29	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。 (全施設)	可能です。
30	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格(JEPXエリアプライス)に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。 (全施設)	不可となります。
31	契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合には、当該改定内容に応じて契約単価の変更にについて協議させていただくことは可能でしょうか。 (全施設)	電気需給契約書(案)第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
32	請求書につきまして、原本の郵送は必要でしょうか。それとも、お客様向けWEBページ(マイページ)からダウンロードしたPDFデータでのご提出でも問題ございませんでしょうか。 (全施設)	必須ではありませんが、ダウンロードしたPDFデータでの提出とする場合は、各施設で、①ダウンロード先URL、②請求情報アップロードの通知方法、③改ざん防止のための措置、④請求情報の問い合わせ先、⑤その他ダウンロードに当たって必要な事項(ID/パスワード等)を確認のうえ、ダウンロード方式による請求対応の可否を判断します。